

私立大学図書館における個人情報・ プライバシー保護

—貸出記録の管理方法と消去の必要性を中心に—

Protection of Personal Data and Privacy in the Private University Libraries

山口 真也
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

図書館における貸出記録（読書記録）は、個人の思想、信条、主義、興味関心、信仰といった内心を反映する個人情報、またはプライバシーの一種である。「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」にも記されているように、図書館員はこれらの記録を厳重に保護しなければならない¹。

過去の文献を遡ると、読書記録、貸出記録を保護する上で、最も確実であると考えられてきた方法は、「貸出記録を図書館内に残さない」という方式であったことが分かる。かつて、公共図書館や学校図書館において一般的に使用されていたニューアーク式では、以前その資料を帯出した利用者の氏名がカード上に記載されてしまう。こうした問題への解決策として考案されたブラウン式では、資料が返却された後は、個人の貸出記録は一切、資料本体に残されないことから、読書に関する個人情報、または秘密を守る最良の方法として、公共図書館を中心に多くの図書館において採用されたのである。

「返却時に貸出記録を消去する」という考えは、カード式だけのものではない。日本図書館協会が1984年に発表した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」には、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」ことが明記されている²。コンピュータ式では、カード式の頃のように、利用者同士のレベルで読書記録が漏洩するという問題はない。しかし、貸出記録が図書館に保有され続ける限り、「目的外に流用されたり、外部に漏らされたり」する可能性は否定できない。利用者が自由に読書を楽しむためには、プライバシーであり、個人情報である貸出記録は不用意に図書館内に保有されてはならないと考えられるのである。

ところが、こうした理念は全ての図書館において実践されてきたわけではない。公共図書館では、資料が返却された時点で貸出記録を消去することを Web サイトで PR するところもあるが³、学校図書館では、読書指導を目的として児童生徒の貸出記録を卒業時

まだ図書館内で管理するところも多い⁴。神奈川県立高校の図書館では、1990年代前半に、個人情報保護条例の施行を受けて、貸出方式を一斉にブラウン式に切り替えているが⁵、そうした先進的な取り組みは全国的には広がっておらず、神奈川県内でも、個人情報保護条例をいち早く施行した県の管轄にある高等学校の図書館では議論されているが、同じ県内の学校図書館でも、小中学校の図書館では本格的に議論された経緯はない。こうした違いには、利用者の読書に過度に干渉しないことをモットーとする公共図書館と、教育機関の一部として利用者の読書に深く関わろうとする学校図書館の機能がそれぞれ反映されていると思われるが、「利用者との距離」に関して、公共図書館と学校図書館の中間に位置するとも言える大学図書館では、返却後の貸出記録はといったいどのように取り扱われているのだろうか。

2005年4月より、5000人以上の個人情報を収集する民間業者を対象とした「個人情報保護法」が施行された。貸出記録というものが、利用者の内心に関わる個人情報であることを考えれば、ほぼ全ての私立大学図書館は、この法律に従って、日々のサービスを見直さなければならない時期を迎えている。本研究では、私立大学図書館協会西地区部会に加盟する各私立大学図書館（241館）へのアンケート調査結果をもとに、私立大学図書館における貸出記録の保護の必要性を再確認するとともに、望ましい貸出記録の管理方法について、考察、提案してみたい。

1. 私立大学図書館における個人情報・プライバシー保護の必要性

これまで図書館界では、個人の読書記録が文字情報として記載される貸出記録は、利用者個人のプライバシー（秘密）として、厳重に保護されなければならないと言われてきた。近年では、個人情報保護条例や法律の施行により、利用者の貸出記録をプライバシーとしてだけでなく、「個人情報」としても位置づけなければならないという考えもそこに加わるようになってきている。まず、貸出記録の保護の必要性とその方法について整理しておこう。

1.1 個人情報とプライバシーと貸出記録

「個人情報」と「プライバシー」は、しばしば同じ意味で用いられるが、本来は別の用語である。このことは、個人情報が「Personal Data」、プライバシーが「Privacy」（秘密）と英訳されることを考えればわかりやすい。前者が個人に関する情報の全てを指すのに対して、後者は個人に関する情報のうち、秘密（内緒にしておきたい情報）、あるいはそっとしておいてほしい情報を指す。例えば、個人の氏名は個人情報であるが、多くの場合は知られたくない心の領域、つまり「秘密」と言うほどの情報ではない。

一方、個人情報保護法がその保護の対象とする「個人情報」は、個人識別情報（個人を特定するための情報）と、センシティブ情報（機微な情報）の2つに大別されると解釈されている。前者は、氏名や住所、電話番号など、直接的に個人を特定することができる情報であり、後者は病歴や学歴、信用情報や信仰、趣味や家族構成など、個人に関する評価情報を含んでいる。様々な解釈があるが、「プライバシー」と呼ばれる情報の多くがこのセンシティブ情報に含まれていることを考えれば、プライバシーとは個人情報の一つの種類と考えてよいだろう。

センシティブ情報の一種に、個人の内心に関する情報がある。広義には、上述の信仰に関する情報もその一つであり、個人の思想や主義、主張、支持政党、趣味など、その人物の興味関心を示す情報を含んでいる。個人が何を考えているか、ということは、本来は外部に現されるものではないが、カード会社が記録している商品購入履歴やインターネットの閲覧記録等には、そうした情報が記録として残されてしまう。図書館における貸出記録⁶もまた、個人の内心を示す情報の一種であり、その人物の興味関心が反映されることになる。個人の貸出記録は、個人情報の一種であり、（全てではないが）プライバシーが含まれると考えることができる。

1.2 貸出記録を保護しなければならない理由

個人情報保護、またはプライバシー保護という観点から、貸出記録は厳重に管理されなければならない。図書館が利用者の貸出記録を保護しなければならない主な理由は、以下の2点にまとめることができる。

1.2.1 個人情報は評価情報として悪用されやすい

上述のように、個人の貸出記録には、その人物の趣味嗜好、信仰や罹病状況、政治的な主義や思想に関する情報が含まれることがある。つまり、貸出記録は図書館利用者の興味関心、内心を反映する情報であり、個人情報の一種（センシティブ情報・評価情報）であると考えられる。個人情報には様々な用途があると言われるが、特にセンシティブ情報、評価情報にあたるものには、思想調査や身元調査などに悪用される恐れが指摘されている。

例えば、かつては結婚や婚約の前には、身元調査が当たり前に行われていたと伝えられているが、過去の図書館関係の文献を調べると、結婚相手の素性を知るために、母親が卒業校の図書館を訪れて、個人カードを見せてもらう、というケースがあったことも確認できる⁷。大学図書館のケースで考えれば、就職内定先の人事課員がやってきて、「真面目な生徒でしたか？」「どんな本が好きでしたか？」と質問することもないとは言い切れない。

学生を評価する人物は学内にも存在しており、ゼミ担当教員や就職課職員が「学生の学習状況を知りたい」と問い合わせる可能性もある。問い合わせる人物は善意の人物であるとしても、これらの質問に対して、図書館員が、社会的によく思われていない宗教の本や思想家の本、病気の本を熱心に読んでいたことなどを回答すれば、利用者に対する不当な評価の原因を作り出す恐れがあるだろう。

伝える情報が事実であっても、その事実を伝えることで、利用者が取り返しのつかない不利益を受けてしまうこともある。こうして考えれば、個人の内心を反映する読書記録、貸出記録は、かなり高度なレベルの個人情報であり、人権保護という立場から、その不意な取り扱い（第三者への漏洩など）は、嚴重に慎まなければならない。

1.2.2 「知る自由」が保障されない（読書行為が歪められる）

図書館員の職業倫理を記した「図書館の自由に関する宣言」によると、全ての国民は「知る自由」「読書の自由」という基本的な権利（基本的人権）を持っている。一方で、個人の読書行為の中には、他者に知られることを好まない内容も含まれている。もちろん、現実には全ての読書行為が秘密、プライバシーに属するわけではないが、読書内容に対して「知られたくない」「恥ずかしい」と思う感覚には個人差があり、図書館員の基準で判断することはできない。よって、図書館員は、利用者が自由に読書を楽しみ、個々の知的好奇心を満たすことができるように、誰が何を読んだのか、という情報についてはその全てがプライバシーであることを意識しながら、個人の読書内容が安易に他者に伝わらないような環境を整備しなければならない。つまり、個人の読書内容を表す記録類は、秘密（プライバシー）として、嚴重に保護されなければならないのである。

一般に、図書館に対しては「まじめなところ」、「学習の場所」というイメージがあることから、利用者の読書内容とプライバシー、つまり秘密、恥ずかしいという感情とは結び付きにくい。しかしながら、「学問の自由」を保障する場でもある大学図書館の資料収集の範囲は多岐に渡り、思想書や悩みに関する本など、個人の内心が反映される資料も少なくはないはずである。そして、これらの資料を借りたという情報は、センシティブな情報として人物評価に活用される可能性を秘めている。仮に、個人の読書記録が第三者に知られる状態にあるとすれば、利用者は、①人に知られてもよい本だけを借りるようになるか、②図書館を利用しなくなるか（知られたくない本は書店で購入する）、③他者（教員など）からよい評価を得るために不要な本を借りるようになってしまうだろう。

図1 他者の視線の介入によって読書行為が歪められていく過程

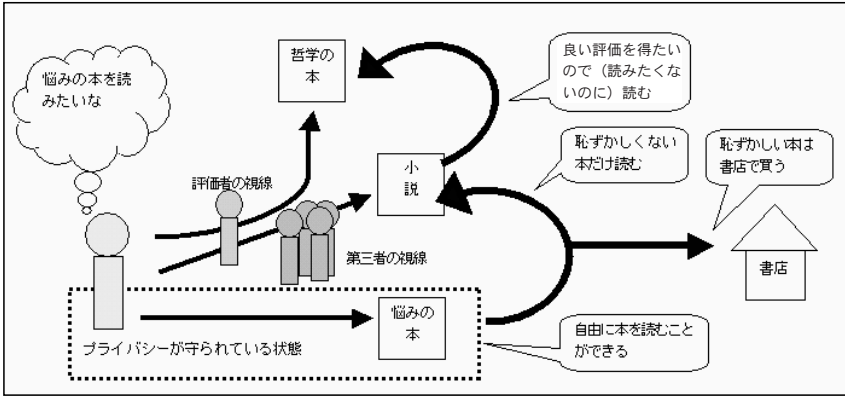


図1のように、利用者の知的関心とそれに伴う行動（図書館への要求）は、他者の視線の介入によって、大きく歪められる可能性がある。こうした状態では、当然、知る自由、読書の自由、さらに言えば、知的自由を前提とする学問の自由を保障したことにはならない。知る自由という基本的人権を保障するために、大学図書館は、個人の読書内容が他者の目に触れないように、様々な対策を考えなければならないのである。

2. 私立大学図書館における個人情報・プライバシー保護の現状に関する調査

私立大学図書館は、個人情報保護法の本格施行により、貸出記録をプライバシーとして保護するとともに、個人情報としても厳重に取り扱わなければならなくなった。日本私立大学協会が個人情報保護法の本格施行直前にまとめた『個人情報保護法に関する質疑応答集』にも、「図書館で学籍番号と氏名を併記した延滞者リストを掲示」することの問題点についての応答が記されており、私立大学図書館が管理する貸出に関する情報もまた、個人情報保護法の対象になっていることがわかる⁸。

個人情報保護法の原則は、個人情報を取得する場合に目的を明確にすること、目的達成において必要最低限の範囲で情報を取得すること、取得した情報を本人の承諾なく目的外に利用しないこと、また、取得した情報を安全に管理し、外部への提供や漏洩を防止することなど多岐に渡っている。これらの義務は、当然、私立大学図書館にも適用されるが、上述のように、個人情報保護法の本格施行は2005年4月であり、この法律を前提とした貸出記録の管理方法に関するコンセンサスはまだ形成されていないとも考えられる。次に、私立大学図書館へのアンケート調査を手がかりに、現在の貸出記録の管理方法にみる問題

点と今後の課題を考察してみよう。

2.1 調査の実施方法

2.1.1 調査の目的

序論においても述べたように、貸出記録の保護方法に関して、本研究が注目したい部分は、「貸出記録を返却時に消去するべきか？」という問題である。個人情報保護法では、個人情報（正確には個人データ）の保有期間、または廃棄方法等を個人に公表する義務は明記されていないが、永続的に保有するか、それとも一定期間を経て廃棄するか、によって、課せられる義務が異なってくるという性質がある。例えば、半年以上の期間に渡って検索可能な状態で個人情報（保有個人データ）を保有する場合、その保有者には様々な義務が課されることになる。貸出サービスの際には、利用者の氏名や住所などの連絡先も図書館内に長期間（学生の場合、最低限、卒業時まで）保有しておかなければならないが、利用者個人の読書に関する記録（何を借りたのか）については、その取得目的が、基本的には「公共物の管理」に限定されることを考えれば、公共図書館がカード式の時代から続けているように、資料が無事に返却されたことを確認した時点（返却時）で消去し、以後は図書館では一切保有しない、という対応をとることも不可能ではないと思われる。さらに言えば、個人情報保護という観点からだけでなく、「知る自由の保障」という観点からみても、図書館内に自己の記録が残らない（消去される）ことを前提として、利用者は初めて自由に（安心して）読書を楽しむことができるという利点もあるだろう。

個人情報というものは、そこに存在する限り、常に流出、漏洩する危険性や目的外に利用（悪用）されてしまう可能性がつきまとうことになる。不要な情報をいつまでも抱え込むことで、いたずらに義務を課せられ、かつ利用者に不安を与えることは、決して賢い選択ではないはずである。以上のような問題に対して、各私立大学図書館はどのように考えているのだろうか。本研究では、個人情報保護、プライバシー保護を前提とした、貸出記録の管理方法に関して、私立大学図書館の意識を明らかにするために、以下の調査を行うこととした。

2.1.2 調査の対象・方法

今回の調査は、2005年6月17日に開催された「2005年度私立大学図書館協会西地区部会総会」での講演において発表することを前提として実施したものである。よって、調査対象とした私立大学図書館は私立大学図書館協会西地区部会に加盟する241館とし、調査の方法はアンケート調査を用いた⁹。2005年4月4日付でアンケート調査依頼文書を作成、

P23のアンケート用紙とともに各図書館長宛てに郵送し、回答期限を2005年4月末日として、返信用封筒を同封するとともに、ファックス、メールによる回答も受け付けることとした。

今回のアンケートは、個人情報保護法が施行されて間もない時期であり、現状について、ありのままを回答しづらい質問項目があることも予測された。自由な意見の交換と現状の正確な把握を第一の目的としたため、調査用紙には署名欄は設けず、文書でも無記名での回答を依頼することとした。封書内に大学名を記した挨拶状等が同封されることもあったが、データ集計上はそうした情報は一切記載せずに処理を行うこととした。

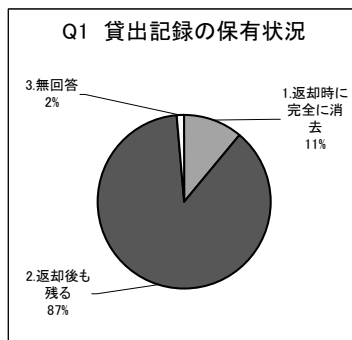
集計の最終期日となった5月24日までに198館からの回答が寄せられ、うち3館からは「個人情報保護法に対するルールが未確定であることから、今回は回答を控えたい」という意思表示があった。回収率は82.2%と、非常に高い値となったことから、この問題への関心の高さが明らかとなったと言えるだろう。アンケート調査にご協力いただいた各図書館関係者の皆様にこの場を借りて、お礼申しあげたい。

2.2 調査結果と問題点の分析

2.2.1 返却後の貸出記録の保有状況 (Q1)

まず、各私立大学図書館における貸出記録の返却後の取り扱い状況についてみてみよう。Q1では、貸出記録が返却とほぼ同時に貸出システムを稼働させているコンピュータから完全に消去されるかどうか、という質問を行った。

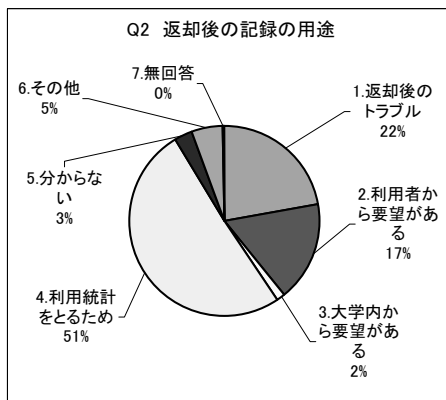
右図からわかるように、調査の結果、22館が返却と同時に個人の貸出記録を消去していると回答している。ただし、その割合は全体の11%と非常に小さい。一方、大多数の173館(87%)は、資料が返却された後も、個人の貸出記録を保有し続けている。日本図書館協会では、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」ことを指針として掲げているが、私立大学図書館の現在の一般的な対応としては、利用者個人の貸出記録は資料の返却後すみやかに消去されておらず、返却後も何らかの形で保有されていることが明らかとなる。



2.2.2 返却後に貸出記録を保有する理由（Q2）

上述のように、貸出記録というものは、保有する限りは漏洩や流用の危険性を伴う。貸出記録という個人情報を図書館が収集する目的は、公共物である資料の管理にあり、帯出者の管理責任の所在を明らかにするためである¹⁰。とすれば、本来は資料が返却された時点で（または資料に破損や汚損がないことを確認した時点で）、図書館がその記録を管理する必要性は消滅することになる。にもかかわらず、Q1から分かるように、私立大学図書館の多くは、貸出記録を返却後も保有し続けている。なぜ、私立大学図書館の多くは貸出記録を返却後も保有し続けるのだろうか。そして、そうした理由に、個人情報である貸出記録を利用者から取得し、長期間に渡って保有する上での合理性、必要性はあるのだろうか。

Q2では貸出記録を返却時に消去しない理由を確認した。その結果、「システムの設計上、利用統計をとるために貸出記録を残しておかなければならない」という回答が過半数を占めていることが明らかとなった。まず、こうした「利用統計」という目的の合理性について考えてみると、確かに、図書館サービスの向上のためには、貸出に関する統計データを残しておくことは重要である。ただし、返却時に貸



出記録を消去する公共図書館では、個人の情報を切り離して統計処理を行うことができるシステムを導入しているところもある。つまり、個人の貸出記録を返却時に消去して、全体の利用状況（性別、学年別の冊数）を吸い上げるという仕組みで統計処理を行うことはコンピュータシステム上、決して不可能ではないのである。利用統計が一般的に利用者個人を特定して行うものではないことを考えれば、「利用統計をとるため」という理由は、積極的に貸出記録を残しておかなければならない理由にはならないとも考えることができるだろう。Q2は複数回答可としているため、この項目以外の理由を挙げている図書館もあるが、130館のうち74館はこの項目を単独で選択している。つまり、全体の37.4%は、現在のシステム上の不都合から、特に必要のない貸出記録を残しているということになる。貸出システムの見直しが求められるだろう。

次に多く選択された理由は、「返却後のトラブルに対応するため」である。全体の22%

にあたる57館がこの項目を選択しており、貸出記録を返却時に消去できない大きな理由になっていることが分かる。一口に返却後のトラブルといってもいろいろな事例があるが、アンケートでの自由記入欄によると（Q2-1表参照）、「利用者による返本主張の際の証拠としての利用」が最も多く、資料の汚損破損や付属資料の紛失が返却後しばらく経ってから発見された場合に、以前、その資料を借りた利用者を遡って確認

Q 2-1 返却後のトラブルの例

自由記入	回答数
1. 返却した、しないのトラブルに対応（返本主張）・返却処理が正しく行われたかどうか確認するため	20
2. 汚損、破損の状態、付属資料の紛失を確認	16
3. 蔵書が紛失した場合の追跡調査	4
4. その他	5
5. 無回答	12
合 計	57

するという意見を合わせると半数を超えることになる。しかし、返本主張への対応や資料の汚損破損状況は、返却処理を確実にいき、資料の状態を返却時に厳重にチェックすることで解決できる問題であるようにも思われる。また、資料は館内で破損されたり、汚損されたりすることもあるのだから、事後にいくら貸出データを遡ってチェックしたとしても、最終帯出者が資料を汚損、破損したという証拠にはならないのではないだろうか。さらに言えば、最終帯出者が「以前から汚れていた」と言えばそれまでであり、いくらでも言い逃れることは可能である。「蔵書が紛失した場合の追跡調査」のためという理由についても、確かに、最終帯出者の情報が残っていれば、紛失した時期を特定することはできるかもしれないが、特定したからといって、紛失した資料が発見されるわけではない。最後に貸出が行われたという情報が、蔵書管理上、必要であるとしても、貸出が行われた事実情報のみを残して、個人と結び付く情報は消去するようなシステムを開発することも可能であろう。「その他」の理由の多くは、長期延滞者に対する「ペナルティ期間算出のための根拠とする」という回答であったが、この理由についても、誰が何日間延滞したか、という情報のみを残すだけで事足りるはずであり、誰が何を借りたか、という情報までを残す必要はないはずである。様々な回答が寄せられたが、「返却後のトラブルへの対応」という理由については、筆者には、貸出記録を残しておく絶対的な理由にはならないように感じられた。

この他にも、貸出記録を館内で保有する理由としては、「利用者（学生）からの要望」を挙げる意見も少なくない（43館、全体の17%が選択）。この選択肢については自由記入欄を設けてはいなかったが、任意での記入が多数寄せられており、その全てが、利用者から「借りた本のリストを欲しい」、「何月頃借りた本の書名が分からないので教えてほしい、との申し出がある」といった内容である。こうした問い合わせは、公共図書館や学校図書

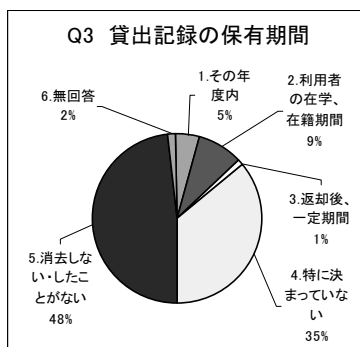
館でも数多く寄せられると言われているが、筆者は、図書館サービス（学生サービス）の一つとして私立大学図書館がわざわざ実施する必要はないと考えている。そもそも、読書というものは、個人的な営みであり、その記録を残しておきたいのならば、利用者本人が読書ノートを作るか、それが面倒ならば、日記帳や手帳の片隅に書き記せばすむことである。小学校の図書館であれば、「自己管理能力がないので、学校図書館が代わりに記録してあげる」という考えが成り立たないわけではないが、大学生であればそうした能力は既に身に付いているはずであり、図書館が本人に代わってわざわざ管理してあげなければならないものではないだろう。例えば、図書館から借りた本を使ってレポートや論文を書く場合、参考文献として使用した本の書誌事項をきちんと書き記しておくことは、研究活動の基本であり、そうした能力を身につけていない学生がいるとしても、読書の管理能力の低い学生を図書館が甘やかす必要も積極的には感じられない。貸出記録が残っていなければ、「残っていません」と言ってしまう程度のものであるようにも思われる。近年では、ポータルサービスとして、図書館で検索した図書のリストを保存しておくなどの機能も研究されているが、そこでも、記録の保存を希望する利用者が、検索時に必要な文献の記録だけを選択的に残しておけばよいのであって、図書館側が個人の全ての貸出記録を残しておく必要はないはずである。もちろん、貸出記録を残さざるを得ない理由が他にあり、現実に記録が残っているのであれば、利用者からの読書履歴の参照に答えなければならないと考えられるが、利用者からの照会に答えるためだけに貸出記録を返却後も残しておくなければならない、という理由は不十分であると思われる。

最後に、「その他」の意見をいくつか紹介しておこう。自由記入のうち、大半は、システム上の問題を挙げるものであった。例えば、「貸出システムに消去する機能がない」という意見は、貸出記録を個人識別情報（氏名等）から切り離すことができないために、記録を残さざるを得ないという回答である。また、「利用頻度を参考に、資料の重複購入を検討」「サービス向上のための基礎データとする」「利用統計と読書傾向を図書購入時に反映させる」といった意見などの記入があったが、これらの業務においてもまた、貸出処理時に、全体の、あるいは学部学科別、性別の情報さえ抽出できれば、誰が何を借りたか、という特定個人と結びつけられた情報そのものは必要ないだろう。これらの理由についても、貸出記録を返却後も管理し続けなければならない絶対的な理由にはならないと思われる。

2.2.3 貸出記録の保有期間（Q3）

Q2から分かるように、現在のところ、多くの私立大学図書館は、貸出記録を返却後も館内に残さなければならないと考えている。その理由については、個人情報保護という観

点からは合理性に乏しいように思われるが、仮に利用者個人の貸出記録を返却後も保有し続ける確かな理由、必要性があるのならば、次に問題となるものは貸出記録の管理方法である。安全管理の原則に従えば、貸出記録というものは、目的達成において必要な期間を定めた上で管理することが望ましいと考えられる。例えば、利用統計をとることを目的として貸出記録を保有するならば、貸出記録は統計処理を行うまで保有し、その後は消去した方が安全性は高くなる。



Q3では、Q1において個人の貸出記録を返却後も保有していると回答した173館に対して、貸出記録の保有期間について確認した。その結果、最も多かった回答は「消去しない（したことがない）」であり（48%）、約半数の大学において、個人情報である貸出記録が半永久的にコンピュータ内に残されている現状が明らかとなる。さらに、この回答に「消去はするが、時期を決めていない（不定期である）」とする回答を加えれば、全体の8割を越えることになる（83%）。貸出記録の保有期間というものが、多くの私立大学図書館において強く意識されていない現実も分かるだろう。

さらに、この結果を、Q2の理由と照らしてみると、「利用統計をとるため」を単独回答した74館のうち、統計処理までの期間を「必要性」という観点から厳密に定めていると思われるのは、「年度内」を選んだ5館のみである（Q3-1参照）。その一方で、多くの図書館は、「決まっていない」「消去しない」と回答している。「利用者からの要望がある（履歴参照）」と単独回答した図書館についてもほぼ同じ結果であり、現在の私立大学図書館では、利用目的に見合った保有期間が検討されていないことが分かる。

Q3-1 統計のために残す期間
(単独回答)

選択肢	回答数
1. 年度内	5
2. 在学・在籍期間	5
3. 一定期間	0
4. 決まっていない	28
5. 消去しない	35
6. 無回答	1
合計	74

2.2.4 利用者本人の関与（Q4）

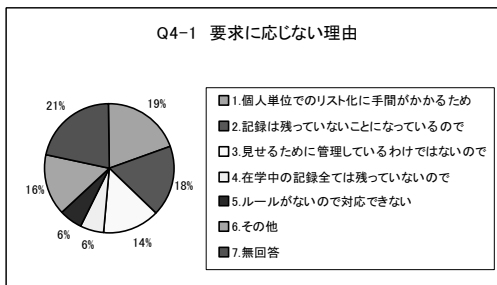
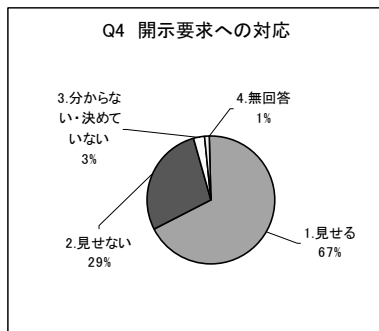
個人情報保護法によると、貸出記録というものは、本来は利用者のものであるから、図書館がその個人情報を取得する際には、収集する目的、用途を事前に開示し、取得した情報については、その目的の範囲内で利用しなければならない。また、半年以上、貸出記録

を保有する場合は、個人情報保護法では、本人による開示請求に迅速に対応しなければならない義務も課せられている。個人情報保護法では、半年以上個人情報を保有しない場合には、開示請求に対する義務はないと記されているが、「個人情報は本人のものである」という意識があれば、本人が自分の個人情報が現在どのような状況にあるのか、ということを知る権利を保障することは当然であるとも言えるだろう。

Q4では、貸出記録を返却後も長期間に渡って保有している私立大学図書館に対して、利用者から在学中（在籍中）の記録を見たいという要望があった場合の対応を確認したものである。グラフから分かるように、「見せる」という回答が多数を占めていることが分かる。上述のように、筆者自身は、利用者に代わって図書館が貸出履歴を管理しなければならないとは考えていないが、保有する限りは、持ち主本人の要求を拒否することはできないとも考えている。この点においては、私立大学図書館の一般的な対応は適正なものであると言える。

一方、「見せない」と回答した私立大学図書館も50館、全体の29%にのぼっており、決して小さい割合ではない。アンケートでは、見せない理由を自由に記入してもらったが、最も多い理由は、「個人別データの抽出に手間がかかる」という回答であった。この

回答は「見せるために管理しているわけではない」という回答にも通じると思われるが、大学図書館のシステムでは、システムのログなどに貸出記録は残されるとしても、学校図書館のように、個別の読書履歴としてリスト化された状態で表示できるわけではない。個別に抽出するためには相当な作業が必要であるため、見せられない、という理由である。個人情報保護法には、本人開示請求へ応える義務が明記されているが、その一方で、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」には、開示を拒否することができる（25条2）。よって、こうした対応は必ずしも間違いとは言いつ

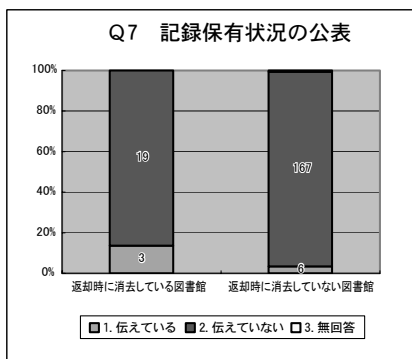


ないのだが、業務に支障がある場合でも、単に開示を拒否するのではなく、個人情報保護という立場から、開示しない理由を利用者に説明し、同意を得る努力は求められることになるだろう。

さらに言えば、18%にあたる9館は、利用者からの開示要求を拒否する理由として、「記録は残っていないことになっている」という理由を挙げている。業務上、貸出記録を開示できない理由があるとしても、保有している情報を保有していないと公言することは、虚偽の事実を伝えていることになる。個人情報保護法によると、原則として、事業者が保有する個人の情報は全てその本人が把握している状態になければならない。本人が知らないところで個人情報を管理することの問題性を理解するべきであろう。

2.2.5 保有状況・保有期間の公表（Q7、8）

Q7では、調査対象とした西地区の全ての私立大学図書館に対して、貸出記録の管理（保有）状況を公表しているかどうか、公表しているとすれば、どのような方法で行っているか、という質問を行った。まず結果をみると、返却時に貸出記録を消去している図書館では、22館中3館が、返却後も保有し続ける図書館では、174館中6館が「利用者に伝えている」と答えたのみで、大半は利用者に対して個人情報である貸出記録の管理状況について伝えていないことが明らかとなった。表Q8は、Q7にて、貸出記録の保有状況を「伝えている」と回答した私立大学図書館に対して、その方法を確認したものである。オリエンテーションが最も多く活用されている一方で、個人情報保護法の施行にともない、その活用が期待されているWebサイトを利用する私立大学図書館は今のところない。



Q8 管理方法を公表する方法 (複数回答可)

選択肢	回答数
1. 利用案内パンフレット	3
2. Web サイト	0
3. 新入生オリエンテーション	7
4. 図書館内のパネル	2
5. その他	0
合計	12

個人情報保護法では、個人情報を保有する期間を公表する義務は明記されていない。し

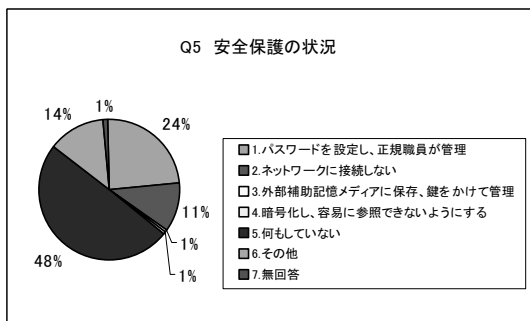
かし、①個人情報を集める際に目的、用途を開示すること、②6ヶ月以上保有される個人データに対しては開示要求が可能であることを考えれば、当然、その事業者が個人情報を収集した後、どの時点まで保有しているか（どの時点で廃棄されるか）、という情報は明確になっていなければならないはずである。当然、私立大学図書館が、貸出記録を合理的な理由で保有することを決定した場合には、利用者に何らかの形で伝えておくことが望ましい対応ということになるだろう。また、貸出記録が返却後も残っていると考えている利用者も多いと思われることから、返却とほぼ同時に貸出記録を消去している図書館であっても、そのことを利用者に公表し、個人情報保護や知る自由に対する図書館のスタンスをアピールすることも重要であろう。

利用者の個人情報をどのように扱っているか、ということを広くアピールすることは、私立大学図書館への信頼を高めることにもつながるはずである。また、記録の保有期間を公表するという作業によって、貸出記録を図書館が集める目的や、その目的に対する保有期間の必然性、合理性、さらには後述する安全管理方法が改めて問われることにもなる。大学の信頼性を高めると共に、貸出記録の保有期間を見直すためにも、各私立大学図書館は、貸出記録の保有する期間を公表する、という前提に立つべきであると思われる。

2.2.6 安全管理の現状（Q5）

以上の調査結果から分かるように、私立大学図書館の大多数において、貸出記録は返却時には消去されていない。長期間、貸出記録を保有する場合には、流出のリスクが大きくなることから、機密性、完全性、可用性などの面から、安全管理には厳重に気をつけなければならない。

Q5では、貸出記録を返却後も保有し続けている私立大学図書館に対して、「貸出記録を返却後も残している場合、個人情報・プライバシー保護のためにどのような点に配慮していますか？」という質問を行った（複数回答可）。選択肢としては、一般的な保有個人データ保護の方法として、①パスワードの設定と参照権限の限定、②ネットワークからの遮断、③外部メディアの利用、④流出した場合に備えたデータの暗号化を挙げてい



る。

この結果をまとめたものがQ5のグラフであるが、「今のところ何もしていない」という回答が約半数（48%）を占めるといふ意外な結果となった。選択肢としては「その他」も準備し、選択肢の項目以外の配慮が行われている場合は記入するように指示したつもりであったが、質問の文章に明記しなかったことから、「全く何もしていない」という回答と「選択肢として挙げたような対策は行っていない」という回答が混ざってしまったようにも思われる。正確なデータとは言えない部分もあるが、少なくとも、筆者が例示したような一般的な個人情報保護対策は、半数の図書館において行われていないということは見えてくる。

選択肢に例示した対策として最も多く挙げられた回答が「返却後の貸出記録の参照用パスワードを設定し、パスワードは正規職員のみが管理している（アルバイトや臨時職員には教えていない）」という回答であった（全体の24%、44館）。しかし、この項目については、「その他」を選択して、「パスワードは設定しているが、勤務形態は問わず、図書館員全員がパスワードを知っている」とする自由記入が7館から寄せられている。さらに、この項目に対しては、「正規職員と派遣職員や臨時職員を区別する必要はない」という意見もみられた。確かに、図書館員である限りは、プライバシー、個人情報に対して高い意識を持っていることは重要であり、「図書館員ならば誰でも知っている（理解していなければならない）倫理なのだから、勤務形態で区別する必要はない」とする意見はもっともである。しかし、個人情報保護法は新しい法律であり、以上のアンケート調査からもみえて来るように、私立大学図書館におけるその解釈は未だに不十分な部分がある。また、私立大学図書館も含め、図書館で働く全ての職員が有資格者であるとは限らないという問題もある。もっと言えば、司書資格を所持していたとしても、その全員が個人情報保護に対して高い問題意識を持っているとはいき切れない部分もあるように筆者は感じている。図書館員全員が、これまで図書館学で論じられてきたプライバシー保護に関する職業倫理だけでなく、個人情報保護を前提とした職業倫理

Q5-1 その他の配慮（複数回答可）

自由記入	回答数
1. パスワードを設定し、図書館員全員で管理（勤務形態を問わず）	7
2. 貸出記録を参照できるパソコンを限定している	3
3. 一部の管理者しかパスワードを知らない	3
4. 個々の職員の意識を高める（研修、教育）	3
5. 業務委託職員の契約書に守秘義務を明記	3
6. 正規職員の他に、専門的な教育を受けた委託職員も許可	1
7. パスワードを設定し、本人が1年間分の履歴を参照	1
8. 業務用パソコンに外部者を近づけない	1
9. 個人情報を表示したまま席を立たない	1
10. その他	5
合計	28

を正確に身につけ、実践することができるかといえば、もちろんそれが理想であるとして、現段階では難しいのではないだろうか。こうした状況においては、やはり、個人情報保護という重要な仕事は、一部の限られた（研修を積んだ）職員が責任を持つべきであろう。

この他にも、私立大学図書館、または私立大学そのものに対する従業者の忠誠心、帰属意識の問題もある。一般企業の個人情報流出事件は、ネットワークを経由したハッキングを原因とするのではなく、内部従業者によるケースが圧倒的に多いことが指摘されている。従業者の不注意である場合もあるが、名簿会社等への転売を目的とした悪意のあるケースも含まれている。当然、勤務先の企業に対する帰属意識が強固であればそのような行為に及ぶことはないと思われるが、日本の企業社会では、雇用の形態が多様化し、すでに終身雇用体制は崩壊している。とすれば、終身雇用を保障されない従業者が企業に対する忠誠心や帰属意識を希薄化させるのはある意味では当然であり、残念ながら、こうした変化が悪意による個人情報の漏洩を多発させているという指摘もあるのである。安定した身分を保障しないにもかかわらず、強固な帰属意識に基づく義務と権限（それに伴う責任）を、身分を保障された正規職員と同じだけ課す、ということは、ある意味ではいびつであるようにも思われる。

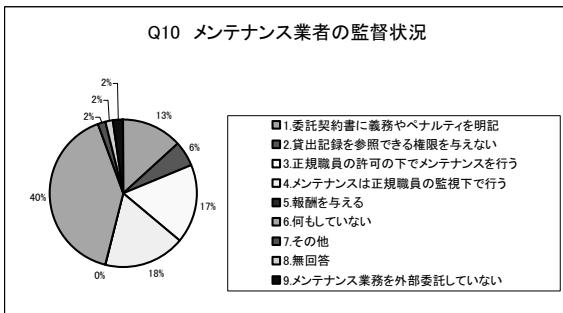
もちろん、このことは、派遣職員や臨時職員が図書館サービスにおいて重要な任務に就いてはならないということではない。日常的に、返却後の貸出記録を参照しなければならないのであれば、雇用形態を問わず、全ての職員が利用者個人の貸出記録を参照する権限を持つべきであろう。しかし、多くの私立大学図書館では、カウンター業務等で、頻繁に利用者個人の貸出記録を参照することはないだろう。そうした状況において、派遣職員、臨時職員やアルバイト学生など、身分の不安定な職員に対して、正規職員と同じ責任を伴う権限を与えるというのは、やはり荷が重すぎるように思われる。業務に支障がないのであれば、貸出記録という、個人の思想に関する高度なプライバシー、個人情報を参照できる権限（パスワード管理権限）は、研修を積んだ正規の職員にのみに与え、さらには、正規職員の中でもより責任の大きな地位にある職員（管理職）がその許可を与える、といった体制にするべきなのではないか。現在の私立大学図書館の個人情報保護、プライバシー保護に対する姿勢は、パスワード管理の機密性の低さにも反映されているように思われる。

2.2.7 メンテナンス業務委託先への監督指導状況（Q 10）

個人情報保護法では、第22条において「委託先の監督」に関する義務が明記されている。個人情報保護法によると、業務委託先へ個人情報を提供する行為は、「外部提供」にはあたらないため、本人が同意している目的の下であれば、業務委託先に個人情報を提供して

いる事実を通知する義務は課せられていない。しかしながら、外部に提供することは事実であるから、個人情報を取得した事業者は、本人通知の義務がない代わりに、委託先による個人情報の取り扱いにおいても安全管理が図られるように、適切な監督を行わなければならないと義務付けられている。私立大学図書館の多くは、図書館関連企業に貸出システムの開発と導入後のメンテナンスを一部依頼していると思われるが、当然、利用者の貸出記録を取得する主体として、メンテナンス業者に対する監督義務を負うことになる。

Q10では、全ての図書館に対して、メンテナンス業者への監督状況について調査を行っている（複数回答可）。右のグラフから分かるように、ここでも「何もしていない」とする回答が全体の4割（94館）と多数を占めており、個人情報保護



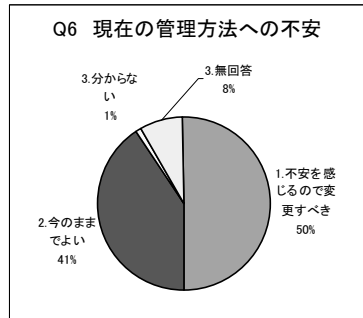
に対する意識がまだまだ低いということが分かる結果となった。個人情報保護の対策として一般的と言われる「委託契約書」への守秘義務やペナルティの明記さえもほとんどの図書館で行われておらず（実施しているのは13%、31館）、その対策が遅れていることが分かるだろう。

上述のように、個人情報流出事件の多くは、委託契約先の業者に対する監督の甘さを原因としたものである。こうした事件は図書館にとってもまた決して無関係ではなく、2004年10月には、三重県立図書館システムの業務を受託しているNEC子会社の社員が、貸出記録などの個人情報を含む図書館利用者の13万人分のデータを図書館に無断でノートパソコンにダウンロードし、館外に持ち出した上に、そのパソコンを盗まれるという事件がすでに起こっている¹¹。もちろん、無断で個人情報を持ち出した委託業者も悪いが、外部の人間が貸出記録を無断で持ち出すことができる状況を放置した図書館側の責任も大きい¹²。しかも、インターネット社会では、いったん流出した情報は、それが大量の情報であっても一瞬にしてコピーされ、しかも世界中に広がっていくという恐れもある。つまり、個人情報がいったん流出すれば、その被害はとどまるところ知らず、しかも一生涯、その被害を利用者に与え続ける可能性が存在するのである。各私立大学図書館は、貸出記録などの個人情報を取り扱う委託先業者に対して（特に貸出システムを担当するメンテナンス業者に対して）、適切な監督を行うための方法を講じる必要があると言えるだろう。

3. 私立大学図書館における望ましい個人情報・プライバシー保護の方法

3.1 問題意識を高める

最後に、以上のアンケートの結果と分析をふまえて、私立大学図書館における望ましい貸出記録の管理方法について考察してみよう。上記の調査結果では触れていないが、アンケート調査では、貸出記録を返却後も保有し続けている図書館に対して、現在の管理方法に対する不安がないかどうかを確認している。筆者は上記の分析の中で、多くの図書館が、明確な目的がないまま、貸出記録を保有し続けていること、さらにはその安全管理対策も不十分であることを



指摘したが、「不安を感じるので変更すべき」と考える大学図書館員は半数にとどまる結果となった。調査時において個人情報保護法が本格施行されてまだ数ヶ月しか経っていなかったことを考えれば、貸出記録の管理方法に問題点があることは予想の範囲内であったが、「今のままでよい」と考える大学図書館員が4割を越えていることは予想外の結果であった。

もちろん、調査用紙に挙げた対策や各館独自の対策だけで十分という意見も含まれていると思われるが、「今のままでよい」と回答した図書館について、Q5の結果とクロスすると、実に26館にも上る図書館が、個人情報保護・プライバシー保護への配慮として、「今のところ何もしていない」と回答していることも明らかとなる。つまり、これらの大学は、個人情報保護、プライバシー保護のために何ら対策を講じていない（少なくとも調査用紙に例示した一般的な対策は行っていない）にも関わらず、現在の貸出記録の管理方法で十分であると考えているのである。なぜそのような意識になるのだろうか。

上述のように、貸出記録の保護については、「図書館員であるならば、誰もが理解している倫理だから、特別な対策は不要」とする意見もある。しかし、以上の結果からは、貸出記録の利用価値というものが、一部ではまだまだ理解されていないようにも思われる。まずは、貸出記録を安全に管理することが、知る自由を保障するための前提条件であり、さらに人権を保護することにつながるということを理解し、その職務が法律に課せられた義務であるという意識を持つ必要があるだろう。

また、アンケート調査の自由記入欄には、「個人情報保護の問題は図書館だけでなく、大学全体に関わる問題である」ことや、「図書館だけでは判断できない」といった意見も

記されていた。しかし、プライバシー保護の重要性をいち早く専門的に学び、それを長く実践してきた図書館員だからこそ、より高度な視点から、利用者、つまり学生や教員の個人情報保護の重要性を訴えていくことも可能であろう。「なぜ、図書館だけ？」と否定的に考えるのではなく、「まず図書館から！」という発想に切り替えて行く必要があると筆者は考えている。

3.2 貸出システムの変更を検討する

今回のアンケート調査では、貸出記録を返却後も保有すること、あるいは、利用者からの開示要求を断ることを、本来は問題であるとしつつも、「システムの設計上、仕方ない」と回答する図書館がいくつかあった。確かに、現在のシステム上、個人の貸出記録を消去すると、同時に貸出総数や学年別、学科別の貸出冊数などの統計情報も消去されてしまうことはあるかもしれない。また、システムのログとして、貸出処理の情報が残っているだけであれば、個人から履歴を見せて欲しいと言われても、すぐには対応できないということもあるだろう。

しかし、そうした意識の中に、「システムのせいにしておけばいい」という甘えは存在しないだろうか。筆者は、今回の調査に先立って、私立大学図書館システムを設計し、管理する大手企業の担当者にメールでいくつか質問を行ったが、表1のように、各図書館が貸出記録の管理方法において問題視しているほぼ全ての問題が解決可能であるという回答を頂いている¹³。

もちろん、貸出システムを変更するには一定の費用がかかる。しかし、それはシステム全体の大幅な変更、入れ替えというわけではない。現在のシステムのままで対策を講じることが不可能ではないのである。

貸出記録という個人情報が流出した場合には、図書館への信頼が低下するだけでなく、大学全体のイメージダウンも招きかねない。「大学、冬の時代」と言われる今日、こうしたイメージダウンは大学経営にとって決して望ましいことではないだろう。個人の興味関心、政治的思想や信仰に関する高度な個人情報を預かる立場であるからこそ、私立大学図書館が果たさなければならない義務もまた、様々な意味で大きくなるのである。

表 1 貸出システム開発業者へのアンケート調査

質問項目	回 答
1) 統計処理と個人の貸出記録を切り離すことはできるか？（返却時に統計データのみ抽出し、貸出記録を消去できるか？）	<p>現在、個人の貸出記録は、①利用履歴（統計処理のための情報。学部学科、身分など）と②運用記録（業務の運用操作履歴）として残される。ともに、利用者個人の情報が必要であれば、利用者 ID をダミー ID に置き換えることで個人情報 を消去することは可能。</p> <p>現在、個人情報保護法に対応するシステム変更の提案を検討中。例えば、①資料返却時に、貸出記録から利用者 ID を削除できるようにし、これに伴う貸出利用統計のプログラムを変更する、②「SQL」でデータベースにアクセスする場合のログを保存するなど。</p>
2) 1) ができる場合、システムを変更する費用はどの程度かかるか？	<p>概算で1.5～2（百万円）前後となる見込み。</p>
3) 保有する個人の貸出記録を暗号化し、流出した場合でも解析が不可能に近い状態にすることはできるか？	<p>貸出記録（利用者 ID）の暗号化については、技術的には可能。ただし、暗号化のロジックなどいくつかクリアすべき事項がある。また、大学図書館の外部に（許可を得て）個人情報を持ち出す必要がある場合は、CSV 形式などの参照されやすいテキストファイルや CSV のような、参照しやすい形ではなく、DB 固有のダンプファイルの形式で搬送するという対応も可能。</p>
4) 個人貸出記録を保有するコンピュータをネットワークから遮断できるか？	<p>すでに一部の大学図書館において実施されている。また、ネットワークに接続する場合も、特定の IP アドレスに限定し、SSH による接続のみとするなど、ファイアウォールを設定している大学図書館もある。</p>

3.3 個人情報保護方針を作成・公表する

上述のように、個人情報保護法には、個人情報をどのように取り扱うか、ということ を社会に対して説明することは特に義務付けていない。また、細かい内容の保護方針を作成すれば、日々の活動がその方針に縛られることになる上に、方針に反した場合には社会からの批判を浴びる、といったリスクを負うことにもなる。こうした予測もあってか、私立大学図書館だけでなく、多くの事業者は、個人情報保護の取り扱いに関する内部規則の作成にとどまり、個人情報保護方針の公表には積極的ではないという報告もある。

しかし、個人情報保護方針の公表には、個人情報保護に対する真摯な姿勢をアピールすることにつながることから、社会からの信頼を得るといった大きな効果が期待できる。また、社会からの監視という緊張感が生じることで、個人情報の取り扱いが今までよりもさら

に慎重なものとなることも容易に想像できる。大学図書館においても同様であり、館内規則を作成し、運用するだけでは、どうしても内部に甘い態度となってしまうだろう。Webサイトや利用案内パンフレット、あるいは図書館オリエンテーションなどを通じて、個人情報保護方針を広く公表することで、日々の図書館サービスを点検し、改善点をあぶり出していくことも可能だろう。

さらに言えば、個人情報保護法では、個人情報の取得目的・用途、それに応じて収集し保有する個人情報の種類、個人情報の開示請求方法、苦情の受付窓口などを公表し、説明しなければならない義務を事業者に課している。多くの私立大学では、利用者に対してアカウントを提供し、学内であれば、自由にインターネットを利用できる環境を整備していると思われる。とすれば、Webサイトは、これらの事項を本人に公表する手段として最適なものであるとも考えられるだろう。

私立大学図書館の個人情報保護方針は、利用者、さらには社会に対する約束を示すものであるから、理想的なことばかりを並べればいいわけではない。個人情報保護法の理念に照らして業務を見直した上で実現可能な方針を作成し、いったん公表した後も、利用者の個人情報の取り扱いについて、適正であるかどうかを常に見直さなければならない。各図書館の現状をふまえた上で、個人情報保護方針の作成と公表をぜひ検討していただきたい。

おわりに

以上、本研究では、私立大学図書館における貸出記録の取り扱いについて、伝統的なプライバシー保護という観点からだけでなく、個人情報保護という観点を加えて、その望ましい管理方法を考察してきた。本研究の考察対象は、貸出システムの内部でデータとしてやりとりされる「貸出記録」であったが、利用者個人のプライバシーを含み、かつ、個人の思想や興味関心を反映する読書記録というものは、貸出システムを稼働させているコンピュータ内部の貸出データに残されるだけではない。読書記録は、複写申込用紙にも残されるし、レファレンス記録やAV資料閲覧申し込み用紙にも残される。さらに言えば、利用者個人の読書記録は、私立大学図書館のように、利用者がある程度限定される、閉鎖的な空間では、図書館員の記憶の中にも残ってしまうこともある。

筆者は、これまでコピー用紙が、「セルフサービス」という名の下で、コピー機脇に無造作に放置されている大学図書館を数多く見てきた。貸出記録がプライバシー、個人情報であるならば、複写申込用紙の記載事項も同じようにプライバシーであり、個人情報であるだろう。また、延滞者の氏名が学内掲示板等に貼り出され、延滞したという事実だけでなく、「ルーズな人間」という評価情報が公表されているケースも数多く見てきた。公

共図書館や学校図書館とは違い、静寂な大学図書館の中では、レファレンスカウンターでのやりとりが館内中に響き渡ることもある。図書館内の利用者用コンピュータにインターネット閲覧履歴が残されるならば、ログに残される利用時間帯から個人の興味関心を知ることが可能である。これらの読書記録が、利用者の身元調査や思想調査に使用されたとしたら、図書館員はどのように責任をとるのだろうか。

個人情報保護法の施行は、これまでの私立大学図書館業務を見直すための好機であると筆者は考えている。本稿がテーマとしたものは貸出記録だけであったが、私立大学図書館において個人情報を保護するための理念や方法は、読書記録の記録方法が異なるとしても、基本的には同じであろう。また、独立行政法人の大学図書館や公立大学図書館に対しても、個人情報保護法と同内容の法律や条例が整備されている。ここでは私立大学図書館に限定して考察を進めて来たが、その他の大学図書館がこの問題について決して無関係というわけではない。

今回の研究が、大学図書館において、利用者のプライバシー保護、個人情報保護を前提としたサービスを確立するための一助となれば幸いである。

謝辞

本研究では、私立大学図書館協会西地区部会に加盟する198館にアンケート調査のご協力をいただいた。本来であれば、礼状と結果報告書を発送すべきであるが、アンケート用紙は無記名での回収、集計となったため、各図書館関係者の皆様には、この場を借りて、研究の報告と感謝の意を伝えたい。(2005年8月31日)

脚 注

- 1 「図書館の自由に関する宣言」(1979年改訂, 日本図書館協会)「図書館員の倫理綱領」(1980年, 日本図書館協会)
- 2 1984年5月25日社団法人日本図書館協会総会議決。この基準は2005年8月31日現在も日本図書館協会Webサイト上において公開されている(<http://www.soc.nii.ac.jp/jla/privacy/kasidasi.html>)。
- 3 「糸魚川市立図書館」(<http://www.lib.itoigawa.niigata.jp/riyou.htm>)、「上田市立図書館」(<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/~cityueda/divisions/toshokan/20050203150931656.shj>)、「浦添市立図書館」(http://8761234.jp/urasoe_hp/urasoe/top/sisetu/tosyo/)、「大町立図書館」(<http://www.lib.oguchi.aichi.jp/toiawase/main.html>)、「大阪市立図書館」(<http://www.oml.city.osaka.jp/info/index2.html>)、「加古川市立図書館」(http://www.kakogawacity-library.jp/d_useguide/cm_useguide.htm)、「海南町立図書館」(<http://www.mmpt.town.kainan.tokushima.jp/tosho/riyou/>)、「滋賀県立図書館」(<http://www.library.prf.shiga.jp/usage/usage.html>)、「多治見市図書館分館」(<http://www.lib.tajimi.gifu.jp/bunkan/riyou.html>)、「田原本町立図書館」(http://8761234.jp/urasoe_hp/urasoe/top/sisetu/tosyo/)、「戸田村立図書館」(<http://www2.wbs.ne.jp/~heda/sisetu/tosyoka1.htm>)、「名護市立中央図書館」(<http://www.rik.ne.jp/nago-library/info/tatujin/77.html>)「久居市立図書館」(<http://www.city.hisai.mie.jp/library/lib1/lib1.html>)、「みなべ町立図書館」(<http://www.town.minabe.wakayama.jp/tosyokan/use/main.html>)「栗東市立図書館」(http://www.rittocity-library-unet.ocn.ne.jp/d_useguide/cm_use_guide.cfm)など多数 (2005年8月31日調査/検索エンジンを使い「図書館_貸出記録_消去」をキーワードとして検索した結果の上位15サイト)
- 4 山口真也著「沖縄県学校図書におけるプライバシー保護の現状に関する調査—貸出記録の目的外使用問題を中心として」『日本語日本文学研究』第9巻第1号、「学校図書館と「図書館の自由」—貸出記録の目的外使用問題を中心に」『現代の図書館』Vol.42, No.3
- 5 「図書館専門委員会活動報告」神奈川県高等学校教職員組合, 1989年度, 1990年度
- 6 本研究において、「貸出記録」とは、貸出サービスを実行するために、利用者から図書館員が集める個人情報の内、住所、氏名、年齢(学年)、性別、学籍番号、電話番号等の個人識別情報とともに保有される読書興味に関する情報を指す(個人を何らかの方法で特定できる形で保有された読書の記録)。これらの記録は、具体的には、貸出システム内のデータ、個人カード、ブックカードの記載情報という形で図書館内に残される。
- 7 嶋志田栄作著「学校図書館における読書指導(中学校)」「読書指導の計画」(読書指導講座第3巻)牧書店, 1955, p160
- 8 日本私立大学協会編『個人情報保護法に関する質疑応答集』日本私立大学協会, 2005, p27
- 9 「西地区」とは東海地区、京都地区、阪神地区、中国・四国地区、九州地区を指す。
- 10 日本図書館協会による「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」にも「コンピュータによる貸出しに関する記録は、図書館における資料管理の一環であって、利用者の管理のためではない」ことが記されている。
- 11 「三重県立図書館、全利用者13万人余の個人情報流出」(三重県立図書館の全利用者約13万3000人分の個人データが入ったパソコンが、業務委託先の会社員宅から盗まれた。図書館システム業務を受託しているNEC子会社の社員が、同館の全利用者の住所、TEL、貸出記録などの個人情報データを図書館に無断でPCにダウンロードし、自宅で作業するためにそのPCを持ち帰ったところ、10月14日頃、外出している間にそのPCが盗まれてしまった)『読売新聞』2004.10.17
- 12 図書館における個人情報流出の問題は、委託先ではなく、図書館員自身が引き起こすケースもある。2005年3月には、高槻市立中央図書館レファレンスカウンターにおいて、正規(常勤)職員が、「貸出登録89人分の確認作業をするために、コピーアウトした89人のリストをカウンターに置いたまま、席を離れ、書庫に行ったときに紛失」するという事件も起こっている。(三苦正勝著「高槻市立中央図書館利用者登録情報盗難事件調査報告」『図書館の自由』第48号, 2005.5, p2-3)
- 13 2005年3月23日にメールにてシステム担当者にアンケートを送付、4月28日に回答のメールを受け取った。